

議案第 4 6 号

上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 2 4 年 7 月 2 6 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡 野 栄 二

上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令

上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程（平成 2 2 年上尾市教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 共通決裁事項・専決事項の表 8 の項第 1 号を次のように改める。

(1) 法律又は条例の定めるところにより教育委員会に置かれる附属機関を組織する委員その他の構成員、教育委員会に属する特別職の職員で非常勤のもの（教育委員会委員を除く。）その他要綱の定めるところにより置かれる委員会等の委員その他の構成員の任免を行うこと。					
ア 附属機関を組織する委員その他の構成員	○				
イ 特別職の職員で非常勤のもの（アに掲げる者を除く。）及び要綱の定めるところにより置かれる委員会等の委員その他の構成員		○			

別表第 1 共通決裁事項・専決事項の表 8 の項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第 1 0 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、平成 2 4 年 8 月 1 日から施行する。

提案理由

教育委員会会議の効率的、効果的な運営を図るため、教育委員会に属する特別職の職員で非常勤のものについては、教育長の専決することができる事項とするため所要の改正を行いたいので、この案を提出する。